

あなたの住まいやブロック塀は 地震に対して安全ですか？

建築指導課より耐震補助制度等のご案内

木造住宅等の耐震化 金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度

市民の安全を確保するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修工事に対して支援

〈補助対象〉

次の要件のすべてに該当する建築物

- ① 昭和56年5月31日以前に建築され、または工事に着手したもの
- ② 3階建て以下で建てられた木造一戸建て住宅

〈対象事業・補助限度額〉

対象		補助率	限度額
木造 一戸建て 住宅	耐震診断	3/4	15万円
	耐震改修工事	10/10	280万円



〈その他〉

- ・その他、木造共同住宅、非木造建築物への補助制度もあります。

被災木造住宅の耐震化等 金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助制度

被災木造住宅の再建を支援するため、耐震診断、耐震改修工事又は建替え工事を支援

〈補助対象〉

次の要件のすべてに該当する建築物

- ① 令和6年能登半島地震により被災し、り災証明書が発行された建築物
- ② 壁や基礎等に損傷を受けた建築物
- ③ 3階建て以下で建てられた木造一戸建て住宅（貸家を除く）

〈対象事業・補助限度額〉

対象		補助率	限度額
木造 一戸建て 住宅	耐震診断	3/4	15万円
	耐震改修工事 (傾斜修復含む)	10/10	280万円
	建替工事 <small>※原則、現地での建替え</small>	10/10	280万円



〈その他〉

公費解体により解体した場合、建替補助は使えません。

また、他の補助制度で同様の工事をする場合は、本制度は利用できません。

高齢者等住宅の除却

金沢市木造住宅除却工事費補助制度

木造住宅が密集する地域において、地震時の住宅倒壊による交通障害や火災の拡大を防止するため、施設入所や子との同居などにより使用しないこととなる高齢者等住宅を除却する費用を支援

〈補助対象〉

次の要件のすべてに該当する**高齢者等住宅**※1

- ① 木造住宅が密集している地域※2にあること
- ② 昭和56年5月31日以前に建築され、または工事に着手したもの
- ③ 所有権以外の権利が設定されていないもの
- ④ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ⑤ 過去に市の補助制度による補助金を受けていないもの



〈対象事業・補助限度額〉

除却工事 補助率 23%以内 補助限度額 50万円

〈その他〉

- ・所有者が複数存在する場合には、除却工事を行うことについてすべての所有者の同意を得る必要があります。

- ※1 世帯全員が65歳以上、または障害者手帳等の所持者、あるいは、生活保護等を受けている者が居住する住宅で世帯全員の市民税が非課税であること。
- ※2 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例に規定する市民等が市長と防災まちづくり協定を締結した区域又は金沢市地域防災計画による特別消防対策区域を指します。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。

ブロック塀の除却

金沢市における危険ブロック塀の除却に関する補助制度

道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用を支援

〈補助対象〉

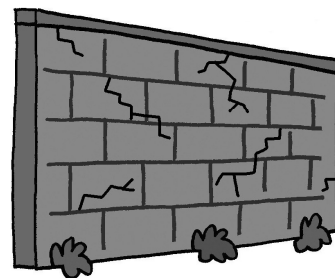
生徒、児童、幼児、一般の方が通行する道路沿いに設置されたブロック塀等（コンクリートブロック造、その他の組積造の塀又は門柱）

〈対象事業・補助限度額〉

- 除却工事
- ・通学路又は緊急輸送道路に面するブロック塀等
〔補助単価〕 7,000円/m² 〔限度額〕 20万円
 - ・道路に面するブロック塀等
〔補助単価〕 3,500円/m² 〔限度額〕 10万円

〈その他〉

- ・建物の解体に伴ってブロック塀を除却する場合は補助を受けることができません。
- ・新たにブロック塀を設置するためにブロック塀を除却する場合は補助を受けることができません。
- ・原則、ブロック塀は全て撤去してください。



※ご紹介した制度はすべて事前申込が必要です。

申込先：金沢市 建築指導課 建物安全推進室

TEL 076-220-2059

ホームページ：

金沢市 建築トップページ

検索

